

平成30年12月28日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

国際会計基準審議会（IASB）ディスカッション・ペーパー
「資本の特徴を有する金融商品」に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会（IASB）が公表したディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（以下「DP」という。）に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

我々の以下の意見は、主に保有者としての視点からの意見となっているが、IAS第32号が発行者側のみならず、保有者側の会計処理にも影響を与えるものであること、およびIFRS第9号に関する今後の議論にも資するものと考えていることから、IASBにおけるさらなる検討に当たっての助けとなることを期待している。

記

質問 1

1. 23項から1. 37項は、識別された課題を記述し、それらの原因の説明を示している。

- (a) 課題及びそれらの原因についての記述に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。課題の原因となっている他の要因があると考えるか。
- (b) 識別された課題は財務諸表利用者にとって重要で、基準設定活動を必要とするのに十分なほど広範なものであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(回答)

- ・ IFRS では、米国基準と異なり、金融商品の発行者側の会計処理を定める IAS 第 32 号上の負債と資本の区分が、保有者側の会計処理に際しての負債性金融商品か資本性金融商品かの区分にも連動する構成となっている。したがっ

て、IAS 第 32 号における負債と資本の区分は、発行者側のみならず、保有者側の会計処理にも影響を与えるものとなっている。

- ・ DP の提案は、上記の関係性を維持しているため、現行の IAS 第 32 号と同様に、保有者側の観点で一部論理的な不整合が生じ、実態を正しく表示しない処理を求められているという課題が残存している。具体的には、邦銀が保有する上場株式で構成される投資信託は負債性金融商品に区分され、保有実態と乖離した会計処理となっている。
- ・ 上記を踏まえ、保有者においては投資信託を資本性金融商品に区分可能となるような基準策定をご検討いただきたい。
- ・ 具体的な対応策として、上記のような投資信託の保有者側の負債と資本の区分においては、IAS 第 32 号第 16 項(a) (i) の条件 (DP の時点特性にもとづく区分) を適用しないことが考えられる。

また、類似の対応策として、IFRS 第 9 号 BC5. 21 の「プッタブルの金融商品が、資本性の金融商品に分類されるが、資本性金融商品の定義には該当しない」を削除して、プッタブルの金融商品を資本性金融商品に区分可能とすることも考えられる。

(理由等)

1. コメント背景

(1) 上場株式で構成される投資信託が負債性金融商品となる理由

- ・ 投資信託の IAS 第 32 号にもとづく取扱いを考えるうえでは、第 16 項(a) (i) 「現金又はその他金融資産を引き渡す義務」がポイントとなり、負債性金融商品となる。
- ・ 具体的には、投資信託契約には、解約請求または交換請求（以下「解約請求等」という。）が含まれており、解約請求の場合は、信託財産を取り崩し、現金等で投資家に返却、交換請求の場合には、対価として投資資産である現物が投資家に引き渡される。解約請求または交換請求が上述の「現金又はその他の金融資産を引き渡す義務」に該当し、負債性金融商品となる。
- ・ なお、我々の想定している投資信託は、期限もなく（有期ではなく）、配当の自由裁量もないことから、解約請求等が資本性金融商品に区分出来ない唯一の理由となっている。
- ・ 今回の DP の 2. 36 項の選好アプローチを適用した場合にも、時点特性にもとづく区分により、現行の IAS 第 32 号と同様に負債性金融商品となる。

(2) 負債性金融商品に区分されることが実態に合わないとする理由

① 保有形態により会計処理が異なる点

- ・ 投資信託が IFRS 第 10 号「連結財務諸表」にもとづき連結された際には、投資信託を構成する上場株式は、それぞれが資本性金融商品に分類される。
- ・ 一方で、投資信託として保有する場合には、上記 1. (1) で記載したとおり、負債性金融商品となる。
- ・ 連結対象か否かにより負債性金融商品と資本性金融商品の区分が異なる点について、IASB は論理的な説明はしておらず、投資信託の負債性金融商品と資本性金融商品の区分を検討する場合には、その投資信託を構成する金融商品の区分を踏まえたものとなるのが適切と考える。

② 市場売却と解約請求等の違いが資本・負債区分に影響を及ぼす説明が不明確

- ・ 投資信託の中には、ETF や上場 REIT のように他の普通株式と同様に証券取引所に上場されているものもあるが、それらの金融商品も上記 1. (1) で記載したとおり、負債性金融商品となる。一方で、「解約請求等」はないが、証券取引所を通じた市場売却が可能な普通株式は資本性金融商品となる。
- ・ 「解約請求等」と証券取引所を通じた「市場売却」の経済効果は理論上同一であり、現金化の手法の違いのみをもって、保有者側の資本性金融商品と負債性金融商品の区分が異なるのは強い違和感がある。
つまり、「解約請求等」の有無は、発行者にとっては、保有者が解約を選択すれば拒否できない無条件の支払義務が生じるという点で、負債と資本の区分上重要な要素となり得るが、保有者にとっては選択可能な権利の一つ（オプション）であり、それが保有者側の金融資産の区分にとって決定的な要因となることは適当でない。

③ 米国基準との理論的不整合

- ・ 米国基準においては、上場株式にもとづく投資信託は持分証券として、資本性金融商品と同様に扱われることから、米国基準と IFRS で負債と資本の区分に関して取扱いが異なるものの、その理由が明確でない。

2. コメントに対応しない場合の影響

- ・ 資本性金融商品か負債性金融商品の区分は、IFRS 第 9 号における OCI オプションの適用対象の範囲に大きな影響がある。
- ・ OCI オプションの適用対象は、売買目的以外の資本性金融商品とされており、売買目的以外で保有する株式等が適用の主な対象である。

- ・ 邦銀は日本固有の事情から、短期売買目的やトレーディング目的以外で投資信託を保有するケースがあるが、投資信託に OCI オプションを適用できない場合には、期末の評価損益が PL に計上され、PL のボラティリティが高まることで、保有が困難となり、株式市場全体の価格下落要因になり得ると考えられる。本来、売買目的でない、つまり、短期的な収益確保を目的とした保有ではない以上、期末の評価損益を損益認識することは経営成績の適切な表示とはならないと考えられる。

3. 対応策

- ・ 上場株式で構成される投資信託の保有者側の負債と資本の区分においては、IAS 第 32 号第 16 項 (a) (i) の条件 (DP の時点特性にもとづく区分) を適用しないことが考えられる。
また、類似の対応策として、IFRS 第 9 号 BC5. 21 の「プッタブルの金融商品が、資本性の金融商品に分類されるが、資本性金融商品の定義には該当しない」を削除して、保有者についてプッタブルの金融商品を資本性金融商品と出来るようにしていただきたい。

質問 4

当審議会の予備的見解は、プッタブルの例外が当審議会の選好するアプローチにおいて要求されることになるというものである。同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(回答)

- ・ IASB の予備的見解に同意する。

(理由)

- ・ 今回の推奨アプローチをそのまま適用した場合には、3. 32 項に記載のあるとおり、プッタブル金融商品は負債性金融商品となり、上述の邦銀が保有する投資信託等が負債性金融商品になることを懸念する。
- ・ したがって、本例外を維持したうえで、IFRS 第 9 号 BC5. 21 の「プッタブルの金融商品が、資本性の金融商品に分類されるが、資本性金融商品の定義には該当しない」を削除していただき、保有者側もプッタブルの金融商品を資本性金融商品とする余地をご検討いただきたい。

質問 7

6. 53 項から 6. 54 項に述べた当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反

対の理由は何か。

当審議会は、6.37 項から 6.41 項で論じた表示の要求事項の目的上、組込デリバティブを主契約から分離することを要求すべきかどうかも検討した。6.38 項におけるいずれの代替案が、有用な情報の提供という便益と適用のコストとの適切なバランスを取るものだと考えるか、また、その理由は何か。

(回答)

- ・ 6.53 項 (b) の OCI リサイクリングを行わない項目については、会計処理を考えた場合には、資本性金融商品として処理することにした方が分かりやすいのではないか。

(理由)

- ・ 6.53 項 (b) (i) ~ (iii) に記載された商品の収益および費用を OCI に入れ、リサイクリング不可とするのであれば、資本性金融商品に区分したうえで、(i) ~ (iii) の収益・費用は、株主資本等変動計算書の変動で区分掲記することを求める方が、わかりやすいと考える。

以上